

田中峰雄著

『知の運動——十二世紀ルネサンスから大学へ——』

小田内 隆

著者の田中峰雄氏が一九九三年二月一六日に火災という不慮の事故で突然他界され、我々に大きな衝撃を与えたことは、なお記憶に生々しい。本書は、生前に公刊された日本語による専門論文をほぼすべて収め、編集した遺稿集である。巻末には、同じく中世大学史の専門家であられる大嶋誠氏による懇切な解題が付されている。言うまでもなく、著者の代表作は一九八三年に *École des Hautes Études en Sciences Sociales* に提出された学位論文（一九九〇年に公刊）であり、本論集の第三部以下の多くはそれと密接な関係をもつ。評者は大学史の全くの門外漢であり、またこの主著も眼を通していない。また、大嶋氏の解題は業績全体と、個々の論文について簡潔に解説し、その学術的価値について具体的で適切なコメントを与えている。したがって、本書評はほとんど無くもなといえるものとならざるをえないのではと危惧している。あくまで、一読者の「読解」の例を提供し、読む過程で喚起されたいくつかの興味深い問題について若干のコメントを加えるにとどめたい。

まず、本書の構成は、全編のエッセンスを簡潔に集約したと思える序説に続き、第一部の二編の論文（第一、二章）は、著者の初期の関心であったソールズベリーのヨハンネスを中心に十二世紀ルネサンスの問題を扱う。第二部以下は、その後のライフワイクとなった中世バリ大学史関係の諸論稿である。第二部は、十三世紀のバリ大学と托鉢修道会の間の対立に関する二つの論文（第三、四章）からなる。附論一として本書末に置かれた「中世都市の貧民観」はバリ大学史に関するものではないが、一九七〇年代末に行われたこれらの研究の一環をなすものと考えられる。一九七九年から八一年にかけてのバリ留学後、著者はその成果の一端を次々と公表された。これらの十四、五世紀のバリ大学に関する本格的な社会史的研究は、中世後期のバリと西欧社会のなかで大学の位置を扱った三編（第三部、第五・七章）と、学位制度とその運用を具体的に分析した六編（第四部、第八・十三章）とに大きく分けられている。言うまでもなく、学位論文と関連するこの後半部分が著者の業績の中心であり、また、大嶋氏が言われるように国際的にも高水準でオリジナルな貢献とされる部分である。末尾には、二つの附論がある。

以下、諸論稿の概要を紹介し、その成果の主要な諸点を整理し、若干のコメントを加えたい。

まず、「知の運動」と題した序説は、大学の成立の意味を十二世紀ルネサンスのなかに探り、この時代の知の運動が教育の在り方に重大な変革をもたらし、カリキュラムと修学の公的認定としての学位を核として「公教育」が確立したと強調する。それは、「学知の歴史にとってまぎれもない事件であった。」言うまでもな

く、修学の公的認可（学位）という観念の背景には教育が社会的エリート養成の場となり、教会や国家に官吏を送り込む役割を担い始めたということがある。学知が支配のための必要条件となつたとも言えよう。「知の運動」がこうした社会的次元を獲得したところに、「公教育」の制度としての大学が成立した。後年、学位制度の研究へと主要関心を向けていった著者の、問題意識のありかがうかがえる。

第一部では、まず十二世紀ルネサンスを代表する知識人の一人、ソールズベリのヨハンネスの学芸観を検討する（第一章）。従来、この人物は個々の思想家の体系的・独創的思想の評価に重心を置きがちの伝統的思想史研究では、つかみどころのない教養人として片付けられがちであった。しかし、「思想形成または表白の姿勢、精神」、つまり精神のダイナミズムという次元で見るとき、ヨハンネスは十二世紀ルネサンスの重要な一面に光を当ててくれる。『メタロギコン』の分析をつうじ、ヨハンネスの学芸観の独自性が学芸を現実社会のなかで徳の実践を可能ならしむ手段として生かそうとした点にあること、それは彼自身の政治的経験のなかから発したものであったことが強調される。したがって、ここでみた学芸観はそのまま彼の政治思想にも連なる（第二章）。つまり、徳ある君主の教育には学芸が、つまりは知識人による訓育が不可欠という『ポリクラティクス』での主張である。こうして、従来別個に論じられることの多かった教育思想（『メタロギコン』と政治思想（『ポリクラティクス』）は、彼にあってはひとつであることが明らかにされる。以上をつうじて、大学の成立に先行する十二世紀前半に都市を舞台として登場する知識人の多彩な人間像

の一例が、ヴィヴィッドに描かれた。とくに、それをあくまで時代の過渡的な知の状況のなかに位置づけた点は、いまでも新鮮である。

続く第二部では、いわゆる「十三世紀の大学の危機」の主要局面のひとつである、パリ大学を舞台とした托鉢修道会との論争を扱う。第三章の「形成期のパリ大学と托鉢修道会」は、この事件が教皇庁の介入を招き、それを契機に都市的職業集団のひとつであった「知識人の画期的な組織化」として、大学の真の意味での形成に導いたこと、さらに論争は托鉢修道制の正当性やそれを背後で支える教皇権をめぐる教会論上の問題へと発展し、大学をキリスト教社会の重要問題に深く関与させていくことを指摘し、後者に焦点を設定する。その際、大学の在俗教師たちが教区聖職者と利害を共有し、後者の教区レヴェルでの対修道者闘争に大きな理論的役割を果たしたことが強調される。まず、論争の背景が示され、続いて在俗教師を代表したギヨーム・ド・サンタムールの思想分析をつうじ、この集団の理論的立場が明らかにされる。まず、教授位は榮譽であるので、謙遜・世捨ての修道誓願に矛盾するという論理である。大学の知識人の職業的自負心が表明され、興味深い。しかし、托鉢修道士の進出を前にして、聖職者であると考えられていた在俗教師層は、教区聖職者と理論的にも現実の利害においても、一体感を強めた。こうして、職業的集団としての教師はより大きな聖職者集団の一部として、教区紛争の代理戦争（司牧論争）を行うことになる。さらに、ギヨームの論は、無資格の修道者に特権を与える教皇権のありかたにも向けられる。それは *plenitudo potestatis* を主張した十三世紀教皇権への反論であり、

当時の教皇にとっては何よりもこの点が自らへの挑戦として問題となった。この関連で、著者はY・M・Jコンガーに従ってギョームの議論にすでに公会議主義の萌芽があったと考えるが、なおヒエラルキアの頂点としての立場自体は問題とされていないとして、その時代的限界も指摘する。続いて、托鉢修道制の正当性、つまり清貧と托鉢の否定である。この点は、修道者にとっては最も重要な問題だが、在俗教師層にとってはたんなる中傷、非難として戦略的性格が強いことが指摘される。ギョームにとって清貧は、修道者の義務たる労働を放棄し物乞いになったがゆえに悪である。托鉢こそが問題である。「より良き精神的仕事(説教、教育)に従事していようと」健康な物乞いはしてはならない。それは、悪徳の源である。したがって、聴衆に物乞いする説教師は「偽説教師」である。この関連で、附論一「中世都市の貧民観」はきわめて興味深い指摘をしている。托鉢修道士の都市社会における位置に光を当てるべく、M・モラ指導下に六〇年代から七〇年代にかけて行われた共同研究に依拠しながら、中世の貧性、貧民問題に取り組んだこの論文は、今日なお我が国では手薄の分野での重要な基礎文献としての意義を失わない。そのなかで、十三世紀の托鉢修道士の大学進出に対して、在俗教師から提出された「清貧」、「托鉢」乞食」批判は中世末期の貧民排除の論理を先取りしていること、リュートブラの托鉢修道士の風刺はやはり中世末期の貧民排除のなかで文学的定形として繰り返されるという。もちろん、ギョームの批判は伝統的なベネディクト修道制の原則(祈り働け)を根拠とするもので、それ自体としては新味はない。しかし、托鉢修道制というまったく新しい都市的現象にはじめて理論的に取

り組んだ結果として、将来の発展を一定程度素描しえたことはやはり注目に値する。第四章「対修道者闘争とフランチェスコ会」は、従来の研究史では対托鉢修道士闘争のなかでドミニコ、フランチェスコ会を区別することなく論じられてきたことへの批判である。史料ではつねにドミニコ会が前面に出てくるのに対して、フランチェスコ会については論争の決定的な一時期に言及が消滅するという事実が浮かび上がるが、これに注目することで新しい知見を加えることに成功している。

以上をつうじて、研究史の成果の上に立ってパリ大学と托鉢修道会、教皇権との諸関係について明快な展望が立てられたといえてよい。ただ、この論争の過程で、教師集団の職業的自意識がより大きい帰属意識(在俗聖職者)の背景に退いていくことは、もっと注目されてもよいのではないか。教皇権、王権、都市、托鉢修道士といった外部勢力との関係のなかで「知識人」としての彼らの自己認識はどのように変化したのだろうか。

第三部は、中世末期のパリ大学と社会の関係を論じている。まず、第五章「中世後期のパリ左岸地区」はパリ大学と都市パリの関係をトポグラフィックに分析し、左岸地区の都市化がパリ大学の発展とともに実現したことをあとづけている。まず、一一〇〇年頃、アベラルドゥスはじめてパリの地を踏んだときには、パリはシテにほぼ全住民が暮らす「まったく凡庸な都市」で後に大学地区となる左岸は農村地区であったという。アベラルドゥスと左岸の大学地区への発展を結び付ける概説レヴェルの知識しかない評者には、この指摘はアベラルドゥス時代の知識人を取り巻いたであろう地理的環境へのイメージを一新してくれ、新鮮な驚き

であった。左岸が本格的に都市的様相を帯び、教師、学生の移住によってパリ大学の活動がもっぱらここに集中していくのは、一二五〇年代になってからである。ちょうど、教師集団のギルド化が進み、パリ大学の形成がみられた時期である。以上の点を確認したうえで、十三世紀末から十四世紀初めの左岸地区の都市空間の様相を一二二九年のタイヌ課税台帳を手掛かりに検討し、相当の密集化がすでに進み、大学人の生活に適合する社会構造が形成されていたことを明らかにする。しかし、当初は教師の学院、学生の住居は分散し、いわば「大学」は拡散していたのに対し、十四世紀中に凝集化が進み学部ごとに一定地区に集中し、とくにフール通りに教場を集中させた学芸学部についてはやがて教場を法人としての大学が一手に所有、管理することになることが追跡できる。この点は、第十三章で再び検討されるが、トボグラフィの面での左岸地区の「大学地区」化がこの結果生まれたことが重要である。第四部で繰り返し強調されることになる学位制度の「秩序化」（十五世紀初め）はこの凝集化を前提にしていると考えられないだろうか。

第六章「学生の出身地分布——イギリス人・ドイツ人ナシオを中心として——」は、従来、十三世紀の大学の「国際性」、十四、五世紀の動乱による多くの外国人の流出、そして国民国家の発展に伴う新設大学の急増による大学の地方化が印象レヴェルで語られてきた研究状況に対して、統計的分析を導入することでパリ大学の地理的影響圏についての認識を修正している。この点すでに「聖職録請願状」を用いたJ・ヴェルジェの研究が、統計的手法によって、パリ大学の教師・学生の圧倒的多数が北仏出身者であ

ることを示し、中世後期における大学の地方化を実証している。これに対して、著者は「聖職録請願状」という史料がその性格上パリ近郊出身者を実際以上の比率で示すため、問題が多いと批判する。そこで、例外的に十四世紀前半から十五世紀半ばまでの時期について豊かな史料をもつパリ大学学芸学部のイギリス人・ドイツ人ナシオを事例研究の対象に選ぶ。ここでは「プロクラトル記録」が一三三三年から一四五二年にかけてほぼ欠けることなく現存し、そこには学位取得者のリストが記録され、豊富な情報が盛り込まれている。この史料によって、限られたケースながら約一世紀にわたって通時的な統計分析が可能となった。それは学位制度を扱った第四部でも主要史料となっている。極めて慎重で、綿密な統計分析の結果は、この問題領域に独自の貢献を可能とした。まず、中世末のパリ大学には「外国人」学生は極めて少なく圧倒的多数はフランス北部出身者であった。しかし、通時的に見るかぎりつねに一定数の「外国人」学生がパリ大学に送り込まれていたのであり、決してパリ大学の牽引力の地方化を示すものではない。反対に、十二、三世紀のパリ大学に言われるほど多くの外国人学生がいたとは思えない。比率は高かったが実数には大差がなかった。こうして、十三世紀の国際性から中世末における地方性というイメージはかなり相対化してみる必要性がでてくるとは明らかだろう。ヴェルジェの研究がこうした伝統的なイメージを史料的に追認するに止まったのに対し、著者はパリ大学の地理的牽引力について新鮮な展望を提出することに成功したといえるだろう。第七章「シスマとパリ大学」では、大シスマに対してパリ大学がどのように対応したかが検討される。一三七八年の

シスマ勃発後、中立からクレメンス七世支持、さらに「公会議主義の途」から一三八二年における二度目のクレメンス支持へとシスマ初期のバリ大学の態度は目まぐるしく動く。著者は、教皇庁に提出される「聖職録請願状」への大学人の熱狂ぶりを「プロクラトル記録」から明らかにし、最終的に請願状送付への願望がシスマでの帰属（クレメンス支持）を決定づけ、中立の政策も原則というよりは送付によってこの熱狂が収まった結果であることを示した。一貫して聖職録獲得という動機に規定されていた大学に対して、教皇庁は聖職録期待権を切り札に干渉することが可能であった。こうして、中世後期の大学人の思考と行動がなによりも官職キャリアへの期待に規定されたこと、シスマに直面して帰属の決定を迫られたとき、「大学後の生活」（キャリア）を第一に考え、修学の効用がナショナルな性格をもつようになったことを強く意識させられる機会となったこと、が強調される。学位が教授資格の証明としての性格を変え、社会的栄達のパスポートとなり、それにとまって大学が次第に自由な教育と研究の場から国家に奉仕する職業教育の中心となりつつあった、中世後期の状況が具体的に浮き彫りされる。他方、通説ではシスマの影響でドイツ人教師、学生的大量退去を引き起こしたとされるが、「プロクラトル記録」にもとづく統計調査によればそうした事実認められない。いかえれば、シスマはキャリアには大きな意味をもったが、修学そのものにはそれほど影響を与えなかった。

続いて第四部は、大学という新しい型の教育機関を生み出した要因である学位制度に関する研究である。研究史上の豊かな蓄積にもかかわらず、従来もっぱら規約にもとづいた制度の理想像の

みが論及され、実際の制度運用はあまり研究されてこなかった。

著者は学芸学部のエギリス人・ドイツ人ナシオを事例として、これまで「硬直化」というイメージで語られがちだった十四、五世紀の大学制度像を一新する成果を上げている。それは、十三世紀に確立した制度のたんなる繰り返しではなく、変動する社会のなかで機能する生きた制度であり、この時期に真に「秩序化」された。第八章「学位制度における『subdetermination』」は、これまでほとんど論究されなかった「副裁定制」という特殊な学位取得形態に初めて本格的な検討をほどこしたものである。この制度の意味は、十五世紀に大きく変わり、「貧困学生」と学位取得料を払う学生とを裁定の形式で区別するためのものとなる。いわば、「貧困学生」の不名誉の徴へと性格を変える。著者は、この制度を「貧困学生」研究に新しい光を投げかけるものとして、注意を喚起している。第九章「学位取得状況」は、一連の学位制度研究の核心をなす論文である。学位制度の現実の運用を、学位取得状況の統計的分析をつうじて明らかにすることが、課題である。その結果、十五世紀の前半までに「デテルミナシオの翌年にリセンシアを取得し、ただちにマギステリウムになる」という、学位取得の基本的な在り方が確立したことが判明する。ここには、かつての規約が空洞化する一方で、慣行のレヴェルで学位制度の運用が秩序化したことがうかがえる。もう一つこの変化で注目されるのは、教会裁判権者による教授免許（リセンシア）がマギステリウムと一体化し、たんに形式的学位となったことである。学位制度は完全に大学内の制度となった。また、学位そのものも実際の教授活動の条件というよりは実務へのパスポートとなった。実際に教授活

動をする者は一五%にとどまる。そして、マギステルが貧しいほど教育に関わる傾向がある。反対に、富裕なもののほど学位取得後に大学にとどまらず、上級学部学位を武器に、聖界、俗界を問わず高位の役職についた。この意味で、中世大学が社会階層の格差を固定化、拡大する傾向をもつにいたったことが、強調される。前章で、「貧困学生」がデテルミナシオの試験で差別化されるにいたったと指摘しているが、この関連で注目される。第十章「学位取得の変異形態」は、規約からの二つの変異事例の検討によってそれを「変則」と評価する研究者の側の「常識」に反省をせまり、同時代の法意識ではむしろ常態ではなかったかと問う。この論文で注目されるのは、サント・ジュヌヴィエーヴとノートルダムでそれぞれ与えられていた二つのリセンシアは従来考えられた以上に大きな相違をもつという指摘である。大学はサント・ジュヌヴィエーヴのリセンシアにのみ関わり、ノートルダムのリセンシアは否定しないまでも大学の学位体系のなかに位置を与えていない。この認識は、ノートルダムの教会権力によるリセンシアに対抗してデテルミナシオ、マギテリウムといった学位の成立をみる通説の方向性に、一定の見直しを求めるものである。この関連で、すでにみた第九章で、十五世紀初めの「学位制度の秩序化」にもなつてリセンシアが形式的な意味しかたなくなると指摘されているのは、注目される。このことが大学とパリ教会の関係にどのような意味をもっているのだろうか。第十一章「ブルサ考」では、学位取得料を定める基礎単位であるブルサの実態を分析することをつうじ、この制度の現実の運用と、そこから浮かび上がる教師と学生の関係の一面（謝礼の問題）とを検討している。こ

こでも、ブルサ申告にナシオが次第に統制を強め十五世紀の初めには申告された額をナシオが査定するという形式が確立したことが明らかにされ、学位制度の他の側面にも広く認められる「秩序化」がこでも平行して生じていることが分かる。さらに、ブルサ申告に指導教師が関わっていたことを史料的に明らかにし、そこに学位取得にともなう謝礼の問題があつたことを指摘する。予想に反して史料が全く沈黙しているパリ大学の「授業料」の問題にアプローチするひとつの手掛かりを、著者は発見する。そして、学位取得の謝礼についてはやはりブルサが基礎単位となっていたのではないかという魅力的な仮説を提示する。もしこの仮説が正しいとすると、従来考えられていた以上に、「授業料」について慣行上のルールが存在していた可能性があるのではないだろうか。第十三章「規約と慣行」では、一連の学位制度研究で成文規約と現実の慣行との間に複雑な相互作用があることを具体的に明らかにしてきた著者が、その根底にある大学人の法意識の在り方に光をあてた論文である。大学人の集団意志が制度をその時々の実況に応じて修正し、やがて規約に成文化するプロセスが、ヴィヴィッドに描かれる。中世大学人の法意識そのものについては、ここではなお中世人の心性一般（慣行の重み）の関わりでしか説明されていないが、未開拓なテーマを提起した注目すべき論文であるように思われる。前後するが、第十二章「一四歳か一九歳か」は、十四世紀中葉の学則集にある一四歳以上というデテルミナシオの資格年齢が、誤記によるものであることを証明している。従来研究者によって信頼された史料が、じつはその扱いになお慎重さを要するテキストであるとの指摘には、著者一流の批判的精神がよ

くうかがある。史料に客観的にむかっているかにみえる場合でも、しばしば「常識」が史料に対する研究者の姿勢を規定している。「信頼できる」テキストという「常識」もそのひとつである。最後に置かれた附論二「史料の数字の信憑性」で、著者は率直に「危うい史料の記述でも、いったん活字として史料集に収録されると、多くの研究者が安心して依拠するから恐いものである」（五八〇頁）と述べている。このような史料に対する慎重で謙虚な姿勢は、本書所収の論文の随所で史料の統計分析の成果について「蓋然性」という限定をつけていることにも、現れているといえよう。そして、この表現が、著者の研究の出発点となった「中庸の人」ソールズベリのヨハンネスにもみられるのは（本書二九頁）、偶然の一致だろうか。

以上、本書に収められた諸論稿を通観し、若干のコメントを加えてきた。全体として、著者の問題関心は思想史から大学の社会史へと移り、中世後期における大学制度の新鮮な歴史像の形成に向かっていたことがわかる。大学の社会史的研究の方向性が、新しい史料と独自の分析手法をもって、さらに確固たる一歩を進め

たといっってよいだろう。ただ、十二世紀の知の運動が大学という同業組合的な教育制度の形成によってどのように変化し、その枠組みのなかでどのように自己を組織していったのかという問題は、未解決のままに残されている。たんに外部の社会が大学世界をいかに規定したかというだけでは、問題の一面しかみていないのではない。社会のなかで大学という制度、集団がもつ独自の性格、役割がもつと考慮され、その固有の次元（知の組織）を明らかにする必要があるように思われる。いずれにしても、本書が中世大学史研究にとってひとつの大きな里程碑となり、日本人研究者が欧米学界に対してどのように独自の貢献をなしうるかを示す模範ともなるであろうことには、疑問の余地がない。今後長い間、そのようなものとしてつねに我々を励まし、啓発し続けることであらう。最後に、田中氏の業績を周到な配慮でまとめられ、永続的な形にくれた編者の労を多としたい。

（立命館大学助教授

ミネルヴァ書房 六八〇〇円）

（A5判 XW十五九七頁 一九九五年七月